

佐賀県規則第10号

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県保健福祉事務所管理規則（平成18年佐賀県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（分掌事務）</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p><u>（8）～（13）</u> 略</p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p><u>（8） 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）の施行に関すること。</u></p> <p><u>（9）～（14）</u> 略</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。